

葉山町子ども・子育て会議 報告  
～平成27年度当初予算編成に向けて～



葉山町子ども・子育て会議

平成26年11月

## 目次

1	はじめに	1 頁
2	保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について	2 頁
3	新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について	4 頁
4	当面の葉山町の学童クラブのあり方について	6 頁
5	少数意見	9 頁
6	おわりに	11 頁

## 資料

・	葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書（保護者の就労状況・抜粋）	12 頁
・	国の示す利用者負担のイメージ（平成 26 年 7 月 31 日国子ども・子育て会議（第 17 回）資料 2 「利用者負担について」・抜粋）	15 頁
・	葉山町における利用者負担額の案（概要）	20 頁
・	放課後児童クラブの主な改正事項	21 頁
・	町内の放課後児童クラブに関する論点整理	22 頁
・	葉山町における放課後児童クラブのイメージ	24 頁
・	葉山町子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）に関するアンケート調査報告書（自由意見・抜粋）	27 頁
・	会議の検討経過	30 頁
・	葉山町子ども・子育て会議条例、運営要領、委員名簿	32 頁

## 1 はじめに

葉山町子ども・子育て会議は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。

平成 25 年度・平成 26 年度は、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）<sup>1</sup>の準備作業を中心に審議を行っています。

今回の報告は、平成 27 年度当初予算編成にあたり、これまで議論した内容の中で、とりわけ新制度の施行準備に重要と思われるものについて、審議会から町長へ報告するものです<sup>2</sup>。

今回は、大きく次の 3 つの論点について、報告を行います。

- ( 1 ) 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について
- ( 2 ) 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について
- ( 3 ) 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

これらの 3 つの論点について、次頁以降で、概要、対応案、留意点の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。

---

<sup>1</sup> 平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格施行される予定です。

<sup>2</sup> 葉山町子ども・子育て会議条例第 2 条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…（省略）…（ 4 ）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

平成 26 年 4 月には、子どもの遊び場、放課後の居場所づくり、子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。

## 2 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

### (1) 概要

新制度においては、就労を理由とする保育認定について<sup>3</sup>、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2つの区分が想定されています<sup>4</sup>。

「保育標準時間」の就労時間の下限は1ヶ月120時間、「保育短時間」の就労時間の下限は1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています<sup>5</sup>。

なお、現行の葉山町の保育所入所における就労時間の下限は、1ヶ月80時間以上です。



<sup>3</sup> 新制度では、現行の「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条）に代えて、「保育の必要性」がある事由にしたがって保育認定が行われます。

「保育の必要性」がある事由として、就労、妊娠、出産、保護者の疾病、障害、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他、上記に類する状態として市町村が認める場合、の10事由が定められています。

<sup>4</sup> 保育必要量は、保育標準時間の場合は1日11時間まで、保育短時間の場合は1日8時間までが基本となります。

<sup>5</sup> 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条第1号。

## (2) 対応案

平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、パート・アルバイトの場合の母親の 1 ヶ月あたりの平均就労時間は約 74 時間、就労を希望している母親の 1 ヶ月あたりの平均就労希望時間は約 70 時間となっており、1 ヶ月あたり 64 時間を上回っている状況です<sup>6</sup>。

また、現状で町内に待機児童がいる中で、就労時間の下限を大幅に引き下げた場合、待機児童数がさらに増加するという課題もあります<sup>7</sup>。

こうした状況から、新制度施行時は、1 ヶ月あたりの就労時間の下限を 64 時間に設定することが妥当と思われます。

なお、近年、保育ニーズが急速に高まっていることをふまえ、就労時間が 64 時間未満の保育ニーズについても、一時預かりの充実などで早急に対応することが望まれます。

## (3) 留意点

1 ヶ月あたり何時間働くかは、子育て中の母親にとって大きな選択となります。そのため、今後 5 年間の子ども・子育て支援事業計画の見直し時期にあわせて、就労時間の下限について再度検討する必要があります。

---

<sup>6</sup> 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』27 頁、35～36 頁。

母親の就労状況（パート・アルバイトの場合）は、1 週あたりの平均就労時間は 18 時間 37 分で、1 月あたりに換算すると約 74 時間となります。

母親の就労希望状況（現在就労していない場合）は、1 日平均 5 時間 06 分、週に平均 3.50 日で、1 月あたりに換算すると約 70 時間となります。

<sup>7</sup> 各年度の 4 月 1 日時点でみると、平成 24 年度は 26 人、平成 25 年度は 30 人、平成 26 年度は 28 人。

### 3 新制度施行に伴う利用者負担(保育料)の設定について

#### (1) 概要

新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として、実施主体である市町村が設定することとされています。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考えを基本として、世帯の所得状況その他の事情をふまえた基準額が示されています<sup>8</sup>。基本的には、教育認定では現行の幼稚園就園奨励費<sup>9</sup>、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担(保育料)は、

- (1) 教育標準時間認定(新制度移行の幼稚園)の保育料
  - (2) 保育認定(保育所)の保育標準時間の保育料
  - (3) 保育認定(保育所)の保育短時間の保育料
- の大きく3つです。

#### (2) 対応案

平成26年度は国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の利用者負担額をもとに設定することが妥当と思われます。

---

<sup>8</sup> 平成26年7月31日(木)国子ども・子育て会議(第17回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第21回)合同会議「資料2利用者負担について」。

平成26年6月4日(水)子ども・子育て支援新制度地方自治体担当者向け説明会「資料3利用者負担について」。

<sup>9</sup> 現行の幼稚園利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免(補助)される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免(補助)限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

具体的には、

- ( 1 ) 教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費の町独自助成分を差し引いた額に設定する
- ( 2 ) 保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する
- ( 3 ) 保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3% ( 国の定めた割合 ) をかけた額に設定することが妥当と思われます。

### ( 3 ) 留意点

なお、今回の設定方法では、幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合<sup>10</sup>や、保育短時間認定の保育料<sup>11</sup>について、利用時間数等で比較した場合の不均衡な状態が残っています。

そのため、次年度以降、利用者負担の設定について早急な見直しが必要です。なお、見直しの際は、現在利用している保護者に対して、十分な説明や意見聴取の機会を設けることが必要と思われます。



<sup>10</sup> 現行の町の保育所保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国の基準の約 7 割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担( 軽減 ) しています。

これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乗せ分は年間 9,000 円 ( 1 ヶ月あたり 750 円 ) となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

<sup>11</sup> 保育標準時間認定の人が最大 1 日 11 時間まで利用できるに対し、保育短時間認定の人は最大 1 日 8 時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の 98.3% と設計しています。

## 4 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

### (1) 概要

現在、葉山町では、小学校区ごとに児童館等に町直営の学童クラブが設置されていますが、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい(指導員・スペース)などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

これらの課題を解決し、内容の充実をはかろうとしても、児童館併設という物理的な条件を考慮すると、抜本的なサービスの見直しは難しい状況です。

また、新制度の施行準備の観点では、児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校3年生から小学校6年生までに拡大される<sup>12</sup>、学童クラブの設置及び運営基準を市町村で条例制定する必要がある<sup>13</sup>、などの制度改正が予定されています。

町直営の学童クラブは、国の基準を満たすものの、(対象児童を小学校3年生までに制限しても)現行の実施方法ではこれ以上の受入れは難しい状況です。



<sup>12</sup> 平成24年8月に改正、平成27年4月に施行予定の改正児童福祉法第6条の3では、放課後児童健全育成事業の対象が、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められます。

<sup>13</sup> 改正児童福祉法第34条の8の2。市町村の条例制定にあたっては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」に基づき基準を定めることとされています。



## (2) 対応案

現行の町直営の学童クラブのみでは、新制度の施行準備や現行の課題を解決することは困難であり、新しく次の2つの対応策が必要と考えられます。

### ア 民間団体の活用と財政的支援

まず、受入れ人数を増やし、保護者の多様なニーズに応えるために、学童クラブの設置・運営について、積極的に民間団体の力を活用する必要があります。この際、計画的に供給量を増やすためには、学童クラブを実施する民間団体に対する委託・補助などの財政的な支援が不可欠です<sup>14</sup>。担い手が広がることで学童クラブを利用できる人が増えるほか、保護者に対し多様な選択肢を用意することにつながります<sup>15</sup>。

### イ 学童クラブの設置場所の見直し

また、子どもの安全の観点から、新しく学童クラブを設置する場合は、小学校の敷地内または小学校の近隣で実施することが望ましいです。そのため、小学校の余裕教室など町の公有財産の活用について、これまで以上に積極的な検討が行われるべきと思われます<sup>16</sup>。

---

<sup>14</sup> 学童クラブの実施方法は市町村によって様々ですが、近隣の横須賀市では、民設民営が基本となっており、各民間学童クラブに補助金が支出されています。

<sup>15</sup> 町内では、町直営の学童クラブのほかに、民間学童クラブとして、おひさま学童あおぞらと風の子学童クラブの2団体がすでに活動を行っています。保護者の選択肢を広げるため、財政的支援を行う場合は、新設学童クラブだけでなく、これらの既存の学童クラブに対しても同様の支援が必要と思われます。

<sup>16</sup> 改正児童福祉法第56条の7第2項に、「市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、…(省略)…放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。」とあります。

また、平成26年8月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」でも、学校施設を徹底活用した実施促進が盛り込まれています。

### (3) 留意点

当面は、民間学童クラブと町直営の学童クラブが併存することになりますが、町直営の学童クラブについては、引続き現行の課題の解決に取り組む必要があります。これまでの課題の解決をふまえた学童クラブ全体の報告は、別途行う予定です。

また、学童クラブを小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確にするため、教育委員会や小学校と十分な調整をすることが必要となります。調整の際は、小学校の教育スペースと学童クラブ実施スペースを分離することを基本として、丁寧な議論が必要と思われます。

なお、平成 26 年 1 月に実施した小学生の保護者向けアンケート調査の結果では、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい」「放課後子ども教室を開設してほしい」旨の自由意見が 172 件あり<sup>17</sup>、留守家庭児だけでなく、全児童を対象とした放課後事業<sup>18</sup>の実施を希望する保護者が多数いると考えられます。新制度の施行準備の観点では、学童クラブの対応が優先されますが、放課後子ども教室についても、国の動向をふまえ<sup>19</sup>、引続き検討を行う必要があると思われます。

---

<sup>17</sup> 『葉山町子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）に関するアンケート調査報告書』19～21 頁。

自由意見 948 件（実人数 684 人）のうち、「放課後学校に残って遊べるようにしてほしい、校庭の開放をしてほしい」が 90 件、「放課後子ども教室を開設してほしい」が 82 件となっています。

<sup>18</sup> 県内市町村の実施例として、横浜市「はまっ子ふれあいスクール」、川崎市「わくわくプラザ」、逗子市「ふれあいスクール」などがあります。

<sup>19</sup> 平成 26 年 8 月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施が盛り込まれています。時間による切り替えを行っている事例として、横浜市の「放課後キッズクラブ」があります。

## 5 少数意見

前述の3つの論点に関する少数意見を参考に紹介します。

### (1) 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

就労時間の下限が64時間まで下がるのは、大きい一歩です。いきなりフルタイムで働くのは難しいですが、週3回×5時間、週4回×4時間くらいになれば、お母さんが働くきっかけになるし、幅も広がります。

就労時間の下限を48時間に設定しても64時間に設定しても待機児童が出るのなら、48時間まで下げてもよいのではないのでしょうか。今すぐは入れなくても、入口を広げていると示すのも葉山らしさということでよいと思います。

お母さんが社会に出ることで出会う喜びがあります。そのため、なるべく申込のハードルを下げてあげたいと思います。

現在、利用可能ないろいろな選択肢はお母さんもみるべきだと思います。1月あたり48時間の就労であれば、幼稚園の預かり保育などでも対応できます。

### (2) 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について

共働きが増えている中、保育園希望が多いのに、保育料の格差が生じるとさらに幼稚園より保育園に偏ると思います。

保育園に支出する税金を考えると、現在の保育料の設定方法では、幼稚園利用者の理解は得にくいと思います。保育園の保育料が安すぎるから希望者も増えるのではないかと思います。

幼稚園は預かり保育を使う人も多く、実際には基本となる保育料のほかに延長保育料も払っています。保育料の見直しをする際は、そうした面も考慮していくべきだと思います。

葉山の就労状況を考えると、保育短時間の利用者は多いと思います。保育標準時間の 98.3%は高すぎるので、もう少し安く設定すべきだと思います。

(保育短時間を保育標準時間の 98.3%に設定するのは、) 利用時間と負担割合に公平性を欠くのではないかと考えられます。

### (3) 当面の葉山町の学童クラブのあり方について

小学校の近くが子どもにとって必ずしも便利なわけではありません。家が小学校から遠い子もいます。いろいろな見方があると思います。

学校の管理下とそうでないところをどう区別するのか、時間・場所・担当者などについて、丁寧に議論する必要があります。また、小学校の先生にとっては、自分のクラスの子が放課後に残っていたら不安に感じると思うので、教員のメンタル面についても配慮が必要です。

受け入れてもらえる場所があれば、小学校 6 年生まで学童クラブに入れておきたい家庭はたくさんあると思います。共働きをせざるを得ない家庭もあると思うので、早急に対応していただきたいです。

人材育成についても、大きな課題であるかと思っています。

発達につまずきのある子の学童クラブの受け入れも、是非検討していただきたいと思います。そうした子の放課後の居場所の確保についても考える必要があります。

## 6 おわりに

今回は、次年度予算の編成前ということで、新制度の施行準備に重要と思われるものや次年度予算に影響するものに絞って報告を行いました。

平成 26 年度末には、最終報告として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画<sup>20</sup>や今後 5 年間に求められること、また学童クラブの課題解決なども含めた報告を行う予定です。

近年、若い世代の転入や就労世帯の増加、ライフスタイルの変化によって、町内の子育て世帯のニーズは多様になり、子ども・子育て施策については、これまでよりきめ細やかな対応が必要になっています。

町内では、すでに保育園、幼稚園をはじめとした民間団体が、子育て世帯のニーズにあった取り組みを始めています。町がこれから具体的に事業を進めるにあたっては、これらの先行する活動を参考にしながら、民間団体とともに発展していく方法を考えることも大切です。

今回の報告内容については是非ご検討いただき、平成 27 年度当初予算編成に加味していただけたら幸いです。町長のリーダーシップの下、葉山町の子どもたちのために、より充実した取り組みがなされることを願っております。



<sup>20</sup> 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間にわたる「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。